

(介護保険)訪問看護料金表

〈介護保険対象内のサービス〉

金額:単位×10.21×割合

サービス・加算名		サービス提供要件	単位数		金額				
					□ 1割	□ 2割	□ 3割		
□ 介護	訪問看護 I 1	20分未満	1回	314	321円	642円	962円		
	訪問看護 I 2	30分未満		471	481円	962円	1,443円		
	訪問看護 I 3	30分以上1時間未満		823	841円	1,681円	2,521円		
	訪問看護 I 4	1時間以上1時間30分未満		1,128	1,152円	2,304円	3,456円		
□ 予防	予防訪問看護 I 1	20分未満	1回	303	310円	619円	929円		
	予防訪問看護 I 2	30分未満		451	461円	921円	1,382円		
	予防訪問看護 I 3	30分以上1時間未満		794	811円	1,622円	2,433円		
	予防訪問看護 I 4	1時間以上1時間30分未満		1,090	1,113円	2,226円	3,339円		
□ 時間外	夜間(午後6時~午後10時).....上記金額の25%増								
	早朝(午前6時~午前8時).....上記金額の25%増								
□ 時間外	深夜(午後10時~午前6時).....上記金額の50%増								
	* 緊急時訪問看護加算対象者は、1ヶ月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の訪問は割増しとなります。								
加算	□ 特別管理加算(I)	悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態		月1回	500	511円	1,021円	1,532円	
	□ 特別管理加算(II)	酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態等			250	256円	511円	766円	
	□ 緊急時訪問看護加算(I)	24時間電話等で相談もしくは訪問ができる体制		月1回	600	613円	1,226円	1,838円	
	□ 介護	□ 看護体制強化加算(I)	中重度の要介護者の在宅生活を支える事業所		月1回	550	562円	1,124円	1,685円
		□ 看護体制強化加算(II)				200	205円	409円	613円
	□ 予防	□ 看護体制強化加算			100	103円	205円	307円	
	□ 長時間訪問看護加算	特別管理加算対象者に1時間30分以上の訪問の場合		1回	300	307円	613円	919円	
	□ 複数名訪問看護加算(I)	2人の看護師による訪問が必要な場合		30分未満	1回	254	260円	519円	779円
				30分以上		402	411円	821円	1,232円
	□ ターミナルケア加算	適応時、介護予防は除く		1回	2,500	2,553円	5,105円	7,658円	
	□ サービス提供体制加算(I)	研修を実施し、勤続7年以上の職員を30%以上配置		1回	6	7円	13円	19円	
	□ サービス提供体制加算(II)	研修を実施し、勤続3年以上の職員を30%以上配置			3	4円	7円	10円	
	□ 初回加算(I)	新規に訪問看護計画書を作成し、病院、診療所等から退院した日に初回の訪問を行った		1回	350	358円	715円	1,073円	
	□ 初回加算(II)	新規に訪問看護計画書を作成し、病院、診療所等から退院した日の翌日以降に初回の訪問を行った			300	307円	613円	919円	
□ 退院時共同指導加算	退院または退所時、主治医と共同で在宅療養の指導を行った		1回	600	613円	1,226円	1,838円		
□ 介護職員等処遇改善加算	月額合計単位数に1.8%を乗じる								
* 1ヶ月の利用料=1ヶ月の総単位数×10.21(松本市の地域区分割合 7級地)×10%で算定するので、実際お支払いいただく利用料とは誤差が生じます。									
* 介護保険法の改定により、利用料に変更が生じる場合があります。									

〈介護保険対象外のサービス〉

算定項目	サービス内容
□ 交通費	事業の実施地域の松本市(四賀、奈川、安曇を除く)、山形村以外の訪問については、別途交通費として37円/1km徴収致します。
□ その他	介護保険給付の範囲を超えたサービスは、全額自己負担となります。